

事務連絡
令和5年11月8日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局） 御中
市区町村 児童福祉主管部（局）

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室
こども家庭庁支援局障害児支援課

障害福祉サービス事業所・施設等への支援に関する
「重点支援地方交付金」等の更なる活用について

平素より、障害福祉施策の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定。以下「経済対策」という。）においては、「重点支援地方交付金」（以下「本交付金」という。）の推奨事業メニューについて、引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況にある者を支える観点から、本交付金の追加を行う旨が盛り込まれました。

（別紙ご参照）

また、経済対策においては、物価高騰により苦しむ障害福祉サービス事業所・施設等（補装具事業者を含む。以下同じ）への本交付金の重点的な活用について明示されており、厚生労働省・こども家庭庁としても現下の物価高騰により厳しい状況にある障害福祉サービス事業所・施設等に対し、本交付金による緊急かつ実効性のある支援につなげたいと考えております。

このため、各都道府県・市町村において、ご対応いただきたい支援事業の標準について、下記のとおりお示ししますので、都道府県・市町村議会への予算案の提出等、年内の予算化に向けた検討を速やかに進めていただきますようお願いいたします。

また、今後、本交付金の積増し分を活用した支援状況について、フォローアップを実施させていただく予定ですので、その際にご協力のほどお願い申し上げます。フォローアップの結果につきましては共有させていただく予定であり、そちらもご参照・ご活用いただきたいと思います。

なお、本事務連絡の内容につきましては、本交付金を所管しております内閣府地方創生推進室と協議済みであることを申し添えます。

記

障害福祉サービス事業所・施設等への物価高騰対応支援事業として、次の2事業の両方を実施していただくようお願いいたします。

その際、以下のとおり、令和5年3月の地方創生臨時交付金の積増しを受けて各都道府県が実施した支援事業の補助額の実績をまとめておりますので、具体的な補助額の設定に当たっては、以下をご参照いただき、足下の物価高騰を適切に反映した額としていただくようお願いいたします。とりわけ、食材料費や給食委託費の高騰が障害福祉サービス事業所・施設等の経営を圧迫している状況も踏まえ、積極的なご対応をお願いいたします。

また、障害福祉サービス事業者の建築資材費等の高騰が生じている場合についても、自治体の判断により積極的に活用し、事業者の負担の軽減に努めていただくようお願いいたします。

1. 光熱水費（電気代、ガス代、水道代、車輛の燃料代等）高騰への支援事業

光熱水費の高騰につきまして、令和5年3月の本交付金の積増しを受けて各都道府県が実施した支援事業の補助額の実績は、下表のとおりです。

		令和5年3月の地方創生臨時交付金の積み残しを受けて各都道府県が実施した支援事業の補助額		
		上位50%	上位25%	最大値
訪問・相談系	事業所当たり	3.2万円	5.0万円	12万円
通所系	定員あたり	0.6万円	0.7万円	2.1万円
入所系	定員あたり	1.1万円	1.4万円	4.8万円

※1 サービス種類や事業所の規模により支援の内容に偏りが生じないように、通所系及び入所系サービスについては定員に応じた補助額の設定をお示ししている。一方で、令和5年3月の本交付金の積増しを受けた支援事業においては、サービス種類や事業所規模等で一定の区分を設定し、その区分に応じた補助額を設定している事例もある。補助額は、1事業所又は定員1人あたり単一単価を設定して実施している自治体（訪問・相談系：36自治体、通所系：35自治体、入所系：34自治体）の値をもとに記載したもの。

※2 上掲の表は、令和5年3月の本交付金の積増しを受けて各都道府県が実施した支援事業の補助額の総額をまとめたものであり、月額ではない。定員あたりの補助額は、令和4年障害福祉サービス等経営概況調査の定員等をもとに、厚生労働省障害保健福祉部において試算したもの。また、食材料費分として明確に区分を分けて対応している補助額は、含めていない。

なお、各都道府県が実施している支援内容は別表のとおりです。（厚生労働省障害保健福祉部において、各自治体のHPや個別に確認した情報を記載したものであり（令和5年11月7日時点）、詳細等は、自治体のHPをご確認ください。なお、事業の終了により、すでにHPの掲載がされていない場合があります。）事業の実施に当たって、参考としてください。

2. 食材料費高騰への支援事業

令和5年3月の本交付金の積増しを受けて実施された食材料費の高騰に対する各都道府県の支援事業のうち、厚生労働省障害保健福祉部において、自治体のHP等で確認できる範囲で食材料費分として明確に区分を分けて対応している事例は2件でした。今般の積増しを踏まえ、1. の光熱水費高騰への支援事業に加えて、食材料費高騰への支援事業も確実に実施していただきますようお願いします。

<本件問い合わせ先>

(全般)

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課（企画法令係）

電話：03-5253-1111 内線 3101、3046

(補装具)

厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室

電話：03-5253-1111 内線 3071

別表

物価高騰にかかる障害福祉サービス事業者・施設等への支援実施状況（令和5年度交付金分）

（令和5年11月8日現在）

都道府県名	支援内容
北海道	訪問・相談系：1事業所あたり5万円、通所系：定員1人あたり5千円、入所・居住系：定員1人あたり1万円
青森県	訪問系：1事業所あたり100千円、通所系：1事業所あたり200千円、入所系：定員29人以下は300千円、定員30人以上は定員1人あたり10千円
岩手県	訪問・相談系：1事業所あたり3万円、通所系：1事業所あたり6万円、入所系：定員1人あたり6千円
宮城県	省エネ設備：1法人あたり10,000千円（1事業所あたり10,000千円）、ICT設備：1法人あたり4,000千円（1事業所あたり1,000千円）（補助率ともに10/10）
秋田県	通所系：定員1人あたり6千円、入所系：定員1人あたり12,000円
山形県	訪問系：1事業所あたり5万円、通所系：1事業所あたり10万円、入所系：定員29人以下は15万円、定員30人以上は定員1人あたり5千円
福島県	訪問・通所系：1事業所あたり4万円+車両燃料費2万円加算、入所系：1事業所あたり4万円+定員1人あたり1万円加算
茨城県	訪問・通所・入所系：令和3年光熱水費×17%（物価上昇率）×1/2（6ヶ月分）×1/2（補助率）
栃木県	訪問系：光熱費1事業所あたり2万円+車両燃料費1台あたり2千円（上限3台）、相談系：光熱費1事業所あたり2万円、通所系：光熱費1事業所あたり5万円+車両燃料費1台あたり3千円（上限4台）、入所系：光熱費定員1人あたり8千円+車両燃料費1台あたり2千円（上限3台）
群馬県	訪問・相談・居住系：1施設あたり17,000円、通所系：1施設あたり17万円、入所系：定員1人あたり12,000円
埼玉県	○食事提供体制加算がない場合 訪問系：1事業所あたり6,000～8,900円、通所系：1事業所あたり22,200～79,500円、居住系：1住居あたり7,800～51,300円、児通所系：1事業所あたり9,850～39,750円 ○食事提供体制加算がある場合と入所系事業所の場合 通所系：82,200～139,500円、入所系：定員1人あたり8,700～11,600円、児通所系：1事業所あたり69,850～99,750円
千葉県	居住系：定員1人あたり16,000円、通所系：1施設あたり4万円、入所系：定員1人あたり22,000円
東京都	訪問系：1事業所あたり21,500円、相談系：1事業所あたり8,600円、通所系：定員1人あたり月額709円×対象月数、入所・居住系：定員1人あたり月額4,130円×対象月数
神奈川県	訪問系：1事業所あたり4万円、通所系：1事業所あたり6万円、入所系：定員1人あたり14,000円
新潟県	省エネ設備：通常枠（補助率2/3以内、補助対象事業額200千円～2,000千円、補助金額133千円～1,333千円）、特別枠（補助率3/4以内、補助対象事業額200千円～2,000千円、補助金額150千円～1,500千円）
富山県	訪問系：1事業所あたり1万円、通所系：定員1人あたり1,500円、入所系：定員1人あたり3,800円
石川県	訪問・相談系：1事業所あたり50千円、通所系：1事業所あたり100千円、入所系：定員1人あたり15千円
福井県	省エネ設備：1助成事業あたり30万～150万円（同一設置者からの申請は合計で原則600万円まで）、補助率3/4
山梨県	○光熱費等 訪問・相談系：1施設あたり3万円、通所系：基準日利用者1人あたり21,000円、入所系：基準日利用者1人あたり48,000円 ○賃上げ 訪問・通所・入所系：職員1人あたり月額9千円
長野県	訪問・相談系：1事業所あたり2万円、通所系：1事業所あたり9万円（生活介護、療養介護、短期入所のみ定員1人あたり3千円加算）、入所系：1事業所あたり18万円+定員1人あたり9千円加算
岐阜県	訪問系：1事業所あたり45,000円、通所系：1事業所あたり27,000円+27,000円加算（送迎加算を算定している場合）+28,400円加算（食事提供加算を算定している場合等）、入所・居住系：111,000円～1,443,000円）
静岡県	訪問・相談系：1事業所あたり15,000円、通所系：定員1人あたり2千円（上限8万円）、入所・居住系：定員1人あたり4千円（上限40万円）
愛知県	訪問・相談系：自動車1台あたり燃料費9千円、通所系：定員1人あたり光熱費4千円+食材費1,800円+自動車1台あたり燃料費15,000円、入所系：定員1人あたり光熱費11,000円+食材費5,400円+自動車1台あたり燃料費9千円
三重県	支給の方向で調整中。
滋賀県	入所系（補給給付対象者）：対象者1人あたり月額98円×1/2
京都府	訪問・相談・通所・入所系：経営改善・経営基盤強化に資する事業（補助率3/4以内、補助限度額1施設あたり15万円）
大阪府	訪問・相談系：1事業所あたり22,000円、通所系：定員1人あたり2,700円、児通所系：定員1人あたり1,500円、入所系：定員1人あたり8,400円
兵庫県	訪問・相談系：1事業所あたり3万円、通所系：1事業所あたり18,000～1,098,000円、入所系：57,000～3,477,000円、児入所系：75,000～4,575,000円
奈良県	訪問系：1事業所あたり1万円、相談系：1事業所あたり5千円、通所系：定員1人あたり6千円、居住系：定員1人あたり4千円、入所系：定員1人あたり1万円
和歌山県	訪問系：1事業所あたり15,000円、相談系：1事業所あたり7千円、通所系：定員1人あたり7千円、居住系：定員1人あたり5千円、入所系：定員1人あたり13,000円
鳥取県	訪問系：1施設あたり7～10万円、サービス類型ごと：1施設あたり55,000～350,000円※別途加算あり
島根県	【物価高騰分】訪問・通所系：1事業所あたり12万円、入所系：1事業所あたり24～144万円 【省エネ設備導入補助金】補助額：20～200万円、補助率1/2
岡山県	訪問・相談系：1事業所あたり3万円、通所系：1事業所あたり12万円、入所系：（施設入所支援・共同生活援助（100人未満）・短期入所：1事業所あたり基本額20万円+加算1万円×定員、共同生活援助（100人以上）：1事業所あたり基本額40万円+加算1万円×定員）
広島県	県内市町が行う物価高騰に係る障害福祉サービス事業者等への支援事業に係る予算額の1/2を補助
山口県	【光熱費】訪問・相談系：1事業所あたり6万円、通所系：1事業所あたり12万円、入所系：1事業所あたり定員61名以上→40万円、41～60名→25万円、40名以下→15万円 【食料費】入所系：定員1人あたり2.16万円、通所系：定員1人あたり0.64万円
徳島県	訪問・相談系：1事業所あたり8万円、通所系：1事業所あたり14.8万円、児通所系：1事業所あたり12万円、入所系：1事業所あたり45～135万円、サービス類型ごと：1事業所あたり14.8～30万円
香川県	入所系：1事業所あたり36万円、居住系：1事業所あたり18万円、通所系：1事業所あたり12万円、施設、相談系：1事業所あたり10万円
愛媛県	通所系：定員1人あたり1千円、入所系：定員1人あたり3千円
高知県	訪問・相談・通所系：1事業所あたり100千円、入所系：1事業所あたり定員40人以下：150千円、定員41人以上60人以下：250千円、定員61人以上：350千円
福岡県	訪問系：1事業所あたり27,800～31,800円、通所系：定員1人あたり8,000円～12,800円、入所系：定員1人あたり17,500～27,300円
佐賀県	入所系（基準単価：100千円/施設、加算：10千円/名）、通所系（基準単価：50千円/施設、加算：5千円/名）、就労継続支援（基準単価：50千円/施設、加算：5千円/名）、訪問・相談系（基準単価：50千円/施設）
長崎県	訪問系：1事業所あたり5万円、通所系：1事業所あたり14万円、入所系：定員1人あたり1.2万円
熊本県	訪問・相談系：1事業所あたり5万6千円、通所系：1事業所あたり定員35人以下：7万7千円、定員36人以上：16万1千円、入所系：1事業所あたり定員19人以下：11万2千円、定員20人以上39人以下：3万7千円、定員40人以上69人以下：6万9千円、定員70人以上89人以下：10万1千円、定員90人以上：12万7千円）
大分県	訪問系：1事業所あたり50千円、通所系：1事業所あたり150千円、入所系：1事業所あたり15千円
宮崎県	訪問系・その他：1事業所あたり50千円、通所系：1事業所あたり150千円、居住系：定員1人あたり15千円
鹿児島県	通所系：（1事業所あたりLPガス：19千円、食事提供：60千円）、入所・居住系（1事業所あたりLPガス→定員40人以下：69千円、定員41～60人：105千円、定員61人以上：166千円、食事提供→4千円×定員）
沖縄県	入所系：1事業所あたり定員49人以下→38万円、定員50人以上→72万円、通所系：一律12万円、訪問系：一律3万4千円

各都道府県

財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室

「重点支援地方交付金」の追加について

本日閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策（以下「経済対策」という。）」において、「重点支援地方交付金」については、①低所得世帯支援枠を追加的に拡大するとともに、②物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれたところであります。

つきましては、詳細については政府における補正予算の編成過程を踏まえ後日改めて通知いたしますが、都道府県におかれましては、今般の経済対策において対策の早期執行が挙げられた趣旨を十分ご理解いただき、重点支援地方交付金を活用した支援について、下記のとおり、年内の予算化に向けた検討を速やかに進めていただきますようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨速やかに周知いただき、市町村において対策の早期執行に向けた検討を進めていただくよう周知をお願いします。

記

1. 低所得世帯支援枠に関する給付金制度の年内予算化と早期給付に向けた検討について

今般の経済対策において、低所得世帯支援枠については、「物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者には、迅速に支援を届ける。多くの地方公共団体において、本年夏以降1世帯当たり3万円を目安に支援を開始してきた物価高対策のための「重点支援地方交付金」の低所得世帯支援枠を追加的に拡大し、今回、1世帯当たり7万円を追加することで、住民税非課税世帯1世帯当たり合計10万円を目安に支援を行う。」旨が盛り込まれたところであります。

物価高に伴う影響を被る低所得世帯の方々が必要な支援を可及的速やかに受けられるよう、市町村におかれましては、低所得世帯支援枠に関する給付金（商品券やポイント等、現金給付以外の方法により行われる給付を含む。以下、単に「給付金」という。）制度の年内の予算化に向けた検討を速やかに進めていただきますようお願いいたします。

なお、給付金の早期給付に向けて参考としていただく情報については、内閣府地方創生推進室において整理の上、後日改めて周知させていただく予定ですので、あらかじめご承知おきください。

2. 推奨事業メニューを活用した支援に関する検討について

今般の経済対策において、推奨事業メニューについては、「重点支援地方交付金」において、生活者には、小中学校等における学校給食費等の支援、プレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等の発行による消費下支えの取組やLPガス使用世帯への給付等の支援を、事業者には、特別高圧やLPガスを使用する中小企業、飼料等を使用する農林水産事業者、地域観光業のほか、医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等に対し、エネルギー価格や食料品価格の高騰に対する支援を行ってきている。引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況にある者をしっかり支えるとの観点から、こうした支援を行うため、同交付金の追加を行う。」旨が盛り込まれたところであります。

推奨事業メニューの支援対象については、改めて後日通知いたしますが、基本的には前回同様の8つの支援メニューにより、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して支援を行う事業を対象とする見込みです。(なお、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症との関連は要件としない予定です。)

都道府県及び市町村におかれましては、これを踏まえ、推奨事業メニューを活用した支援について、地域の実情に応じ、年内の予算化に向けた検討を速やかに進めていただきますようお願いいたします。

なお、本日の岸田内閣総理大臣による会見において、地域の実情に応じてきめ細かく生活者や事業者を支援できるよう、重点支援地方交付金（推奨事業メニュー分）を0.5兆円追加する旨発言があったところです。重点支援地方交付金（推奨事業メニュー分）の追加配分に係る交付限度額は、令和5年3月29日限度額通知に係る交付限度額（以下「前回限度額」という。）と同様の算式（単価や算式の符号の各率の算定に用いる統計数値等は更新）で算定する予定であり、この場合、令和4年度の財政力指数の増減が大きい市町村を除き、前回限度額の【 - 29（注：総額の伸率） ± 5 】%程度の範囲内となる見込みです。各自治体別の交付限度額については補正予算成立を待つて正式に通知いたしますが、都道府県及び市町村におかれましては、早期執行の趣旨を十分ご理解の上、上述の交付限度額の目安を参考にいただき、推奨事業メニューを活用した支援の検討を進めていただくようお願いいたします。

3. 推奨事業メニューの検討にあたっての留意事項について

今般の経済対策においては、「執行に当たっては、同交付金が物価高の影響緩和に必要とされる分野に有効に活用されるよう、医療・介護や中小企業といった各行政分野を所管する府省庁が地方公共団体に対して、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業について、優良な活用事例を始め必要な情報を積極的に提供し、これらの分野における重点的な活用を推奨する（中略）など、十分な取組を行う。」旨が盛り込まれたところであります。

つきましては、各府省庁において、11月6日を目途に速やかに、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業をはじめとして、都道府県及び市町村に対して、優良な活用事例を始め必要な情報が提供されますので、2. の検討に当たっては、各府省庁からの通知を参考にいただき、地域の実情を踏まえつつ、物価高対策として特に必要かつ効果的な分野などについて有効に活用していただくようお願い

いします。

4. 地方公共団体における年内の予算化に向けた検討状況のフォローアップへのご協力について

今般の経済対策においては、「本経済対策の速やかな執行により、物価高に苦しむ生活者・事業者に対し、一刻も早く支援策をお届けする。」とされたところであり、低所得世帯への支援及び推奨事業メニューを活用した支援について、速やかに制度化を進めていただくことが重要です。

今後、内閣府地方創生推進室において、都道府県及び市町村に対し、年内の予算化に向けた検討状況（低所得世帯への支援の検討状況・支援開始予定時期等、推奨事業メニューの検討状況等）等について定期的にフォローアップさせていただく予定ですので、貴団体におかれましては、早期執行の必要性について十分ご理解の上、フォローアップ等にご協力いただきますようお願いいたします。

<関係資料一覧>

別添1 経済対策本文（関係箇所抜粋）

別添2 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額・強化（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）（令和5年3月22日付事務連絡別紙）

別添3 令和5年11月2日岸田内閣総理大臣発言要旨（重点支援地方交付金関係）

以上

デフレ完全脱却のための総合経済対策
～日本経済の新たなステージにむけて～
(関係箇所抜粋)

第 1 章 経済の現状認識と経済対策の基本的考え方

2. 経済対策の基本的考え方

(第 1 の柱：足元の物価高から国民生活を守る)

(略) 物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者には迅速に支援を届けることとし、物価高対策のための「重点支援地方交付金」の低所得世帯支援枠を追加的に拡大して、支援を行う。(略) 物価高により厳しい状況にある生活者・事業者を引き続きしっかりと支えるため、物価高対策として地方公共団体が地域の実情に応じて柔軟に活用可能な交付金を追加的に拡大する。(略)

(経済対策の早期執行)

本経済対策の速やかな執行により、物価高に苦しむ生活者・事業者に対し、一刻も早く支援策をお届けする。このため、全府省庁の連携の下、地方公共団体等への周知を徹底し、国・地方が一体となって、できる限り早期の執行に努めるとともに、生活者・事業者への広報・PRを強化する。また、各施策の執行に当たっては、DXを前提とした簡素かつ迅速な実施を基本とする。

第 2 章 経済再生に向けた具体的施策

第 1 節 物価高から国民生活を守る

1. 物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

(略) 物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者には、迅速に支援を届ける。多くの地方公共団体において、本年夏以降 1 世帯当たり 3 万円を目安に支援を開始してきた物価高対策のための「重点支援地方交付金」の低所得世帯支援枠を追加的に拡大し、今回、1 世帯当たり 7 万円を追加することで、住民税非課税世帯 1 世帯当たり合計 10 万円を目安に支援を行う。

(中略)

地方創生臨時交付金のうち、2023 年 3 月に措置した、地方公共団体が地域の実情に応じて柔軟に活用できる「重点支援地方交付金」において、生活者には、小中学校等における学校給食費等の支援、プレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等の発行による消費下支えの取組やLPガス使用世帯への給付等の支援を、事業者には、特別高圧やLPガスを使用する中小企業、飼料等を使用する農林水産事業者、地域観光業のほか、医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等に対し、エネルギー価格や食料品価格の高騰に対する支援を行ってきている。引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況に

ある者をしっかり支えるとの観点から、こうした支援を行うため、同交付金の追加を行う。

執行に当たっては、同交付金が物価高の影響緩和に必要とされる分野に有効に活用されるよう、医療・介護や中小企業といった各行政分野を所管する府省庁が地方公共団体に対して、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業について、優良な活用事例を始め必要な情報を積極的に提供し、これらの分野における重点的な活用を推奨するとともに、活用状況を定期的なきめ細かくフォローアップするなど、十分な取組を行う。その際、入院時の食費の基準が、長年据え置かれ、介護保険とも差が生じていることを踏まえ、診療報酬の見直しに向けた検討を行うことと併せ、それまでの間、早急かつ確実に支援※を行う。

※2023年度中については、重点支援地方交付金により対応。2024年度については、地域医療介護総合確保基金による対応を念頭に、診療報酬の見直しと合わせ、2024年度予算編成過程において検討。

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の实情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を増額するとともに、低所得世帯への支援のための「低所得世帯支援枠」を措置。

- 予算額 : 1兆2,000億円 (うち ①低所得世帯支援枠 5,000億円、②推奨事業メニュー 7,000億円)
- 対象事業 : ① (低所得世帯支援枠) 物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。
② (推奨事業メニュー) エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。(詳細は、2頁参照)

推奨事業メニュー	
<p>(生活者支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援 ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 ③消費下支え等を通じた生活者支援 ④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援 	<p>(事業者支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 ⑥農林水産業における物価高騰対策支援 ⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 ⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援

- 算定方法 : ① (低所得世帯支援枠) 住民税非課税世帯1世帯あたり3万円を基礎として算定(市町村)
- ② (推奨事業メニュー) 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定(都道府県、市町村)

I. 低所得世帯支援枠 (5,000億円)

- ・ 低所得世帯への支援枠を措置。
- ・ 1世帯当たりの予算の目安は3万円。ただし、下記の推奨事業メニュー①や③と組み合わせてプレミアム商品券やマイナポイントを配付するなど、支援の方法(現物・現金)や1世帯当たり単価といった具体的内容は地域の事情に応じて決められる。

(注)住民税非課税世帯×3万円及び事務費分を市町村に交付。

II. 推奨事業メニュー (7,000億円)

生活者支援

- ① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援
低所得世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援
※ 住民税非課税世帯に対しては上記 I による支援を行う。
- ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援
物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援
※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。
- ③ 消費下支え等を通じた生活者支援
エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス使用世帯への給付などの支援
- ④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援
家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

- ⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対するエネルギー・食料品価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)
- ⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援
高騰する配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農業者が構成員となる土地改良区における農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、高騰する化学肥料からの転換に向けて地域内資源を活用する独自の取組などの支援
- ⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援
- ⑧ 地域公共交通や地域観光業等に対する支援
地域公共交通事業者や地域観光事業者等(飲食店を含む)のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、アフターコロナに向けた事業再構築を含めた事業継続、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用も可能。

岸田内閣総理大臣発言要旨（重点支援地方交付金関係）

- ・「今回の経済対策では、2段階の施策を用意いたしました。第1段階の施策は、年内から年明けに直ちに取り組む、緊急的な生活支援対策です。具体的には、生活に苦しんでいる世帯に対し、既に取り組んでいる1世帯3万円に加え、1世帯7万円をできる限り迅速に追加支給することで、1世帯当たり10万円の給付を行います。このことにより生活を支えてまいります。」
- ・「低所得者層の方々に対しては給付で対応するという一方で、重点支援交付金を約1.6兆円追加する、さらには額だけではなく、よりきめ細かい支援を用意するという一方で、推奨事業メニュー0.5兆円で地域の実情に応じて生活者、事業者に対してきめ細かい支援を用意する、こういった工夫も行った。こういったことでもあります。これらは年内の実施開始を目指して努力するということです。」